

令和5年度

福島地方最低賃金審議会

第3回非鉄金属製造業専門部会

議 事 録

日 時：令和5年10月19日(木)

10:00～11:40

場 所：福島合同庁舎 3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、元井、森谷

(労)遠藤、大越、木村

(使)岩崎、金成、小松

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第3回非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、公益の元井委員が遅れておりますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部会長) これより議事に入ります。

(1) 配付資料の説明について

(部会長) 本日配付されている資料について、事務局から説明してください。

(室長) 本日配付させていただきました資料について説明いたします。

金額審議が労使とも3回提示が終了して、今更感はあるかもしれませんが、経済動向等の公表がなされておりますので、参考資料として配布させていただきました。

120ページから福島県が9月28日に公表した最近の県経済動向、152ページから日本銀行が10月2日に公表した全国の短観です。福島支店が同日公表した短観については、ページ数を打っていませんが、別に配布させていただいております。

169ページからは福島県が9月28日に公表した福島県鉱工業指数月報(7月分速報)です。

187ページからは、日銀福島支店が10月13日に公表した福島県金融経済概況となります。

非鉄金属関係だけに限って見るものとしては鉱工業指数関係の資料しかないかもしれませんが、参考としていただければと思います。

その他、他局の非鉄金属製造業最低賃金に関する結審状況を配布させていただいております。当局と三重以外は全て結審しております。三重に関しては、専門部会は採決(使用者側反対)により結審しておりますが、本審がこれからの状況です。

(部会長) ただいまの説明で質問等ございますか。

(なし)

(2) 金額審議について

(部会長) それでは金額の審議に入りたいと思いますが、前回、9月29日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使とも3回の金額提示を行いました。金額の一致には至らず、労働者側は37円引き上げて949円。使用者側は29円引き上げて941円で、労使の提示額には8円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段のご協力をお願いします。前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議していただいていることと思います。

労働者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

金額審議

(部会長) それでは、審議を再開いたします。

引き上げ額33円ということで、双方了解が得られているとお聞きしていますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 各委員の皆様のご努力によりまして、金額の一致が得られました。ありがとうございました。

それでは、本専門部会の結論について確認します。

福島県非鉄金属製造業最低賃金を、次のように改正する。時間額945円、引上げ額33円とする。とすることよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

(休 憩)

(部会長) それでは再開します。

専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、田沼労働基準部長よりご挨拶をお願いします。

(基準部長) ただいま、福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定にかかる答申を頂戴いたしました。

8月7日に金額改正の諮問を申し上げて以来、森谷部会長をはじめ、専門部会の各委員の皆様には、ご多忙中のところ、精力的にご審議いただき答申を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。労使のイニシアチブの発揮により、全会一致で答申賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

私どもとしましては、この答申を尊重しまして、早期に特定最低賃金を改正し、また周知・広報の徹底を図って参る所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(3) 今後の日程について

(部 会 長) 特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。

(室 長) 本日の答申内容を本日より15日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申出に係る審議会を開催する予定です。異議申出に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡差し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和5年12月20日となります。

3 閉 会

(部 会 長) 専門部会委員の皆様には、ご多忙のところ長時間の審議の上、大変なご努力をいただきましたこと、全会一致で結審しましたことを心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。